

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主、投資家、お客様等全てのステークホルダーに対し、経営の効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保に努めており、今後もコンプライアンスの徹底ならびに経営監査・監督機能の強化を図るとともに、健全な経営体制の確立に努める所存であります。情報開示においては、管理本部を担当部署とし透明性の確保に努めており、ホームページにおいてIR情報を掲載する等、今後とも適切な情報開示に努める所存であります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
沓名俊裕	10,811,381	65.15
沓名裕一郎	2,083,004	12.55
沓名真裕美	733,689	4.42
沓名一樹	607,191	3.65
菊池愛	522,858	3.15
和田昌彦	174,389	1.05
川口久之	120,192	0.72
碧海信用金庫	108,816	0.65
菊池裕史	84,997	0.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	69,700	0.42

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

・支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、代表取締役社長の沓名俊裕及び専務取締役の沓名裕一郎が近親者を含め議決権の過半数を所有しており、支配株主であります。支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引条件及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その決議をもって当社および少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岡田 朗里	その他									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
岡田 朗里	_____	経営の透明性・健全性をより一層高め、経営の執行を監督する機能の強化を図るために「外部の視点からのチェックとアドバイス」が極めて重要だと考え、また、過去に業務上の接点等も無かったことから一般株主と利益相反が生じうるものではないと判断し、社外取締役及び独立役員に選任しております。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

\_\_\_\_\_

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人と定期的な意見交換を図り、状況を確認することで連携体制を図っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況 更新

監査役は内部監査室と定期的な意見交換を図り、監査の方法と結果につき報告を受け連携体制を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小林 逸朗	税理士									○
櫻井 由美子	公認会計士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
小林 逸朗	_____	税理士の資格を有しており、経営判断において税務面からのアドバイスが期待できることから、当社社外監査役に適任であると判断したため選任しております。また、一般株主と利益相反が生じうるものではないと判断し、独立役員に選任しております。
櫻井 由美子	_____	公認会計士の資格を有しており、経営判断において会計面からのアドバイスが期待できることから、当社社外監査役に適任であると判断したため選任しております。また、一般株主と利益相反が生じうるものではないと判断し、独立役員に選任しております。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

会社法第361条の規定に基づき、平成18年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

#### 該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上・勤労意欲の向上を目的とし、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

#### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書をEDINET上に掲載し、公衆縦覧に供しております。  
尚、第31期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)における取締役及び監査役に支払った報酬額は以下の通りです。  
取締役報酬額 275,269千円 (うち社外取締役 一千円)  
監査役報酬額 5,135千円 (うち社外監査役 675千円)

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役につきましては、常勤監査役と定期的な意見交換を行うとともに、月一回の取締役会にも出席しており、情報の共有化を図っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

#### (1) 取締役会

当社の取締役は9名(うち社外1名)で構成され、毎月1回開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を確認しております。社外取締役は、コンプライアンス遵守の観点等を踏まえた意見陳述を行っており、「独立役員」に選任されております。また、監査役3名(うち社外2名)も取締役会に出席をし、客観的立場から取締役の職務執行に対する監査機能を確保しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。当社の監査役は3名(うち社外2名)で構成され、毎月1回開催される監査役会のほか、取締役会及び臨時取締役会に出席しております。社外監査役は、経営管理体制の透明性と健全性を確保するため、公認会計士及び税理士を選任し、専門的視点の強化を図っております。社外監査役2名につきましては、コンプライアンス遵守の観点等を踏まえた意見陳述を行っており、「独立役員」に選任されております。また、内部統制室や内部監査室及び会計監査人からの監査の方法と結果につき報告を受け連携を図っております。

(3) 役員会議

役員会議は原則として毎週1回開催し、常勤取締役及び常勤監査役が出席しております。役員会議においては、会社の経営理念及び各種法令に基づく経営方針及び業務執行を確認し、また、取締役会へ提出する議案を審議し、情報の共有化や意見の交換を行っております。

(4) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、内部監査規程に基づき、代表取締役社長の指示のもと、本社及び主要な事業所での業務状況の監査を監査役と連携しながら行う事としております。なお、本報告書提出日現在における内部監査員の員数は1名であります。

監査役監査につきましては、取締役等の職務執行を監視できる体制となっており、常勤監査役が取締役会、役員会議に出席しております。また、監査役と内部監査室及び会計監査人との連携につきましては、それぞれの監査計画及び監査結果の報告を行うほか、随時監査情報の交換を行っております。

会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に、あずさ監査法人を起用しており、最近事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名・監査業務に係る補助者の構成は次の通りであります。

・業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 山内 和雄

指定社員 業務執行社員 岩崎 宏一

指定社員 業務執行社員 久野 誠一

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、会計士補2名、その他2名

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、多くの株主様が参加できるよう努めております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ホームページにて説明会の日程を掲載しております。尚、都合により代表者による説明がない場合もあります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、期末決算の年2回の開催を基本としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信及びニュースリリース、招集通知、決算説明会資料、有価証券報告書等	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 取締役IR室長 假屋園 洋一	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、ジャスダック証券取引所の定める適時開示規則に従い、適時適切な開示を行っております。また、当社を理解していただく上で必要または有用と判断される情報については、積極的に情報開示するよう努めております。
その他	株主の皆様のご理解が深まるべく株主総会終了後「会社説明会」を開催し、会社説明に加え質疑応答の時間を設けております。また、ホームページを順次見直し、IR情報やその他の情報提供を積極的に行っていく方針であります。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 要約 <内部統制システムに関する基本的な考え方(基本方針)>

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「経営計画書」、「服務規律」を全使用人に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を追加及び修正しております。また、週1回常勤の取締役で構成され開催されている「役員会議」において、各事業の重要事項を検討しております。内部監査室は、全社の内部監査を実施し、定期的に経営者及び監査役等に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、適切に保存及び管理しております。

(3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社の「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しております。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回開催される「取締役会」及び随時開催される「臨時取締役会」のほか、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、毎週1回「役員会議」を開催し、取締役会に提出する議案のほか、会社の経営全般に関する重要な事項及び法令等に基づいて必要とされる事項の審議及び意思決定を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査業務に必要な事項を管理本部等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた使用人は、その依頼に関して取締役及び取締役会の指揮命令を受けないこととなっております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、「取締役会」、「役員会議」、その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見をのべることができる体制をとっております。

2. 取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事象が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告する体制をとっております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会及び使用人は、監査役から会社情報等の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにする等監査役監査の環境を整備するよう努めております。

2. 監査役は、代表者との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室及び内部統制室との連携を図ります。

3. 監査役は、監査法人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、連携をとっております。

(8) 反社会的勢力に対する体制と整備

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力団体とは、一切の関係をもたず、不当要求事案等発生の場合には、外部専門機関(顧問弁護士、警察等)と連携のうえ、毅然とした態度で対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 対応部署の設置状況

管理本部総務人事部を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応します。

ロ. 外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備しています。

ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行います。

<内部統制システムの整備の状況>

(1) コンプライアンス体制

内部統制システムに関する基本方針にて、各取締役がそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任者たることを明示するとともに、コンプライアンス経営の一環として、法令違反行為に対する使用人からの通報や相談に応じる内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努めております。

(2) リスク管理体制

1. リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、「リスク評価規程」を定めております。

2. 内部統制システムの整備評価と運用評価を行うため、内部統制室を設置し、各部門において内部統制の整備状況及び運用状況に不備があるときは、取締役管理本部長に報告し、重大な不備事項については、代表取締役、取締役会、監査役会に報告することとしております。

3. 内部統制室は、監査法人から内部統制監査の方法及び監査結果の報告を受け、連携をとっております。

(3) 不備への対応

代表取締役及び取締役会は、内部統制評価報告等で発見された不備につき、当社の「組織図」、「業務分掌規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲において是正作業を各部門担当者に指示し、是正しております。

## **V**その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

